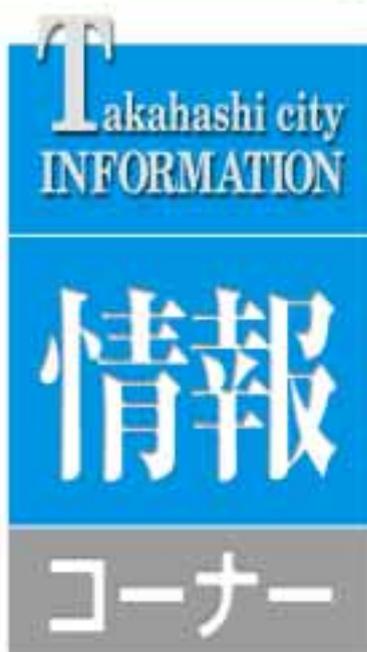




生活



65歳以上の人の季節性インフルエンザ予防接種

次のとおり、季節性インフルエンザの予防接種を行います。

接種料金の減免を希望される人は、健康づくり課および各地域局で申請し（印鑑が必要）、医療機関窓口にて減免通知書を提出してください。接種後の申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

情報コーナー

▼対象者：①65歳以上で、市内に住所を有する人②60歳～64歳の人で、心臓や腎臓などの内部疾患で障害等級1級か同程度と医師の診断書で確認できる人

▼料金（自己負担額）：1600円（予診を行い接種できなかった場合は無料）

※生活保護世帯該当者は無料、市県民税非課税世帯該当者は800円

▼接種期間：10月1日（木）～平成22年1月31日（日）

※各医療機関へ予約等確認の上、接種を受けてください。

▼実施医療機関：市内の病院および診療所（詳しくは、

「すこやか家族の健康カレンダー」に掲載）

▼接種時に持参するもの：医療保険証や老人医療受給者証など住所が確認できるもの、老人健康手帳

なお、新型インフルエンザの予防接種については、今後の国の動向により詳細が決まり次第お知らせします。

■問い合わせ 健康づくり課母子保健係（TEL）0228）、または各地域局地域振興課住民福祉係

国民健康保険被保険者証が新しくなります

10月1日から、国民健康保険被保険者証が新しくなります。

新しい被保険者証（桃色・カード型）を9月下旬ごろ世帯主あてに郵送します。住所、氏名、生年月日等に誤りがないかを確認してください。

今回の有効期限は、平成22年9月30日となっています。

納期限(口座振替日)のお知らせ ～納期までに納付してください～

納付月	税(料)目	期	納期限(口座振替日)	口座振替申込期限
9月	国民健康保険税（普通徴収）	3期	9/30(水)	8/20(木)
	介護保険料（普通徴収）			
	後期高齢者医療保険料（普通徴収）			
10月	市民税・県民税（普通徴収）	3期	11/2(月)	9/24(木)
	国民健康保険税（普通徴収）	4期		
	介護保険料（普通徴収）			
	後期高齢者医療保険料（普通徴収）			

＜注意＞
該当月分からの口座振替を希望される場合は、左記の期日までに金融機関へ申し込みが必要です。

※口座振替を登録されている場合は、口座振替日前に預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係（TEL）0215）、後期高齢者医療保険料については保険課健康保険係（TEL）0258）



※平成22年9月30日までに75歳になる人や、65歳になる退職被保険者は有効期限が異なります。詳しくは保険証に同封している文書をご覧ください。

【お願い】

○古い被保険者証（うすむらさき色・カード型）は10月以降に市民環境課、各地域局または各地域市民センターへ返却してください。

○社会保険などに加入して、国民健康保険の資格を喪失しているときは早急に届け出てください。

○高齢受給者証（白色）をお持ちの70歳〜74歳の人は、受給者証に記載されている有効期限まで被保険者証と一緒にご使用ください。

○国民健康保険税に未納がある場合は、市役所で直接交付しますのでご相談ください。

■問い合わせ 市民環境課
戸籍住民係 (TEL) 02552

行政相談週間

総務省では、多くの人に行政相談を利用していただくため、10月19日から25日までの1週間を「行政相談週間」と定めています。

なお、行政相談所を毎月開設していますので、道路、河川、保険、年金、福祉などの行政の仕事やサービスについて、どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

※行政相談所の日時・会場については、「お知らせ版」をご確認ください。

■問い合わせ 市民環境課
市民係 (TEL) 02554

国の教育ローン

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校・大学等に入学者・在学者の子どもの持つ家庭を対象とした

公的な融資制度です。

▽利用対象者：融資対象となる学校に入学者・在学者の子どもの保護者で次の①または②の要件に該当する人
①世帯年間収入（所得）が左表の金額以内の人

子どもの人数	給与所得者(事業所得者)
1人	790万円(590万円)
2人	890万円(680万円)
3人	990万円(770万円)
4人	1,090万円(860万円)
5人	1,190万円(960万円)

②世帯年間収入(所得)が990万円(事業所得者は770万円)以内で、次の要件のいずれかに該当する人

(a)勤続(営業)年数が3年未満(b)居住年数が1年未満(c)返済負担率(借入金年間返済額/年収)が3割超
▽用途：入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
▽融資額：子ども1人につ

国民年金

**ご存知ですか？
保険料の追納制度**

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や、障害基礎年金を受けている人などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層(30歳未満)を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や、学生を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、後から保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来受け取る年金の増額を希望する場合は追納されることをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係 (TEL) 0252
岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL) 0572

き300万円以内
▽利率：年2.5割(7月10日現在)
▽返済期間：15年以内(母子家庭または交通遺児家庭は、18年以内)
▽返済方法：毎月元利均等

返済(ボーナス時増額返済も可)
■問い合わせ 教育ローンコールセンター (TEL) 0570-008656、国民生活金融公庫倉敷支店 (TEL) 86-42518401